

神戸親和女子大学
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル 《学生用》

Ver1.3.5

2020/10/02 掲示
2020/11/11 更新
2021/07/13 更新
2022/02/08 更新
2022/04/14 更新
2022/08/08 更新
2022/09/29 更新
2022/11/18 更新

1. 授業実施ガイドラインについて（再確認）

【対面授業実施ガイドライン】

- ① 毎朝検温し、「毎日の健康観察・行動記録票」に記入してください。熱や咳、息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）等の感染症を疑う症状がある場合は、登校しないでください。
- ② 登校後、発熱等体調がすぐれなくなった場合は、すみやかに保健室に行ってください。
- ③ 対面授業を受講する際には、大学への入構時の検温、手指の消毒、マスクの着用など、教職員の指示に従って行動してください。学内各所（建物入口等）に手指用消毒液を設置しています。手洗い、消毒してから教室等入室してください。
- ④ 原則、マスクは通学時も授業中も着用してください。ただし、熱中症の恐れが考えられる場合は、屋外で近くの人と少なくとも 2m 以上の距離を確保できる場合等はマスクを外すなどの対応をとってかまいません。
- ⑤ 大声を出すなど、唾液の飛沫が拡散したりするような会話は控えてください。友人であっても、適切な距離を保ち、対面で話すことがないようにしてください。
- ⑥ 教室の換気を定期的に行ってください。受講者が少ない授業時は、座席の間隔を空けて着席してください。
- ⑦ 教室の備品を使用する際は使用後に学生の皆さんのご協力を得ながら、アルコール消毒を行います。
- ⑧ 授業ではプリントは原則配布しません。Teams であらかじめ配付された資料は、所有の PC、タブレットなどに自宅でダウンロードしておいてください。授業中の PC やタブレット等の使用は可能です。
- ⑨ 学内で電源（PC、タブレット、スマートフォンなどのチャージ）を利用できる場所には限りがありますので、自宅で充電してきてください。
- ⑩ 昼食時は、感染に最も注意を払う必要があります。食堂、カフェ、教室などで食事をとってもらいますが、その際、食事時の会話は控えてください。昼食終了後には、テーブル・机等のアルコール消毒をお願いします。

2.【学生】 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1) . 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱・風邪症状等）がある場合 P.4
- 2) . 新型コロナウイルス感染症と診断された場合 P.6
- 3) . 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」等に該当した場合（可能性が高い場合も含む） P.7
- 4) . 主な相談窓口（学外・学内連絡先）、 個人情報の取り扱いについて P.9
- 5) . 特別欠席届について P.10

1) ～3) で登校停止の措置が講じた場合は、『**特別欠席届**』を発行します。詳細は、5) 「特別欠席届について」を参照してください。

※ 報告や自己申告等がない場合、発行対象にできませんので必ず詳細を確認してください。

※ 今後、政府の規定の変更や感染状況等により、本マニュアルを変更する場合があります。
変更した場合は、Shinwa Smile.net 等で随時お知らせします。

1) . 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱・風邪症状等）がある場合

新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状（発熱、風邪症状、強い倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害等）がある場合は、以下に従って対応して下さい。

(1) 登校せずに自宅待機

（登校後に体調不良となった場合は、手指衛生に努め、正しいマスク着用等の感染対策に留意し、**速やかに帰宅してください**。体調が悪く、すぐに帰宅できそうにない場合は、保健室へ来室してください。）

(2) 大学への報告

- 報告窓口：『大学保健室』
- 報告方法：**Forms** の『**【体調不良者 報告用】新型コロナウイルス感染症に関する報告**』を入力
※報告内容に応じて、必要時は電話やチャット（Teams）で詳細確認のため連絡する場合があります。

<療養中の対応について>

体調不良の場合は、毎日体温計測し（朝夕 2 回以上）症状とともに「毎日の健康観察・行動記録票」に記録してください。

症状に応じて医療機関の受診を検討してください。

<体調についての相談先>

- ・地域の医療機関（かかりつけ医等）に電話で相談してください。
- ・「かかりつけ医」が無く、相談先に迷う場合は、発熱等受診相談センターや新型コロナウイルス感染症健康相談コールセンターに相談してください。
- ※詳細は、兵庫県 HP より、「新型コロナウイルス感染症に関する情（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）」

➡「病院の診断結果」 および「PCR 検査等の結果」は、速やかに『大学保健室チャット（Teams）』へ報告してください。

なお、検査結果で「陽性」が判明した場合は **P.6「新型コロナウイルス感染症と診断された場合」** に準じて対応してください。

<登校停止期間について>

自宅で経過観察中に「医療機関を受診」した場合

- ➡ 医師より「登校可能」と診断された日まで
 - ・ 受診した医療機関の医師の指示に従い、療養・登校してください。
 - ・ 受診した際に医師へ『病名』と、『いつから大学へ登校可能か』を確認し、大学保健室へ連絡して下さい。
 - ・ 医師から指示がもらえなかった場合は、下記の『「医療機関を受診せず」の場合』の指示を順守。

経過観察中「医療機関を受診せず」に、早期に症状が改善した場合

- ➡ 次の①及び②の両方を満たすまで
 - ①：症状が改善している。
 - ②：解熱剤等を服用していない状態で 2 日間発熱がない（解熱日を 0 日とカウント）

ただし、7 日間は「健康観察期間」とし、

マスクを外すような活動や場への参加は控える（運動部の活動・体育の実技授業・会食等）

※ 症状が続く場合は、医療機関を受診してください。

受診の必要性について迷う場合や、逼迫状況により受診が難しい場合は、自治体の相談センターや大学保健室にご相談ください。

相談センターへご相談された場合は、その相談結果を保健室までチャット（Teams）お知らせください。

<健康観察期間における登校再開時の注意点>

- ・ 栄養、水分、睡眠を十分取り、体調観察・健康管理に努めてください。
- ・ 再度、発熱した場合は登校を控え、強い倦怠感や息苦しさ等の症状が出現した場合は、早急にかかりつけ医または近くの医療機関、保健所に相談してください。
- ・ 登校再開後は常にマスクを着用し、マスクを外さなければならない集団行動は控えてください。

※新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の副反応に伴う発熱に関しては、報告不要です。

2) . 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登校停止となります。

(1) 大学への報告

➤ 報告窓口：『大学保健室』

➤ 報告方法：**Forms** の『**【陽性者 報告用】 新型コロナウイルス感染症に関する報告**』を入力

※報告内容を確認後、必要に応じて、電話やチャット（Teams）で詳細確認のため連絡する場合があります

(2) 保健所等の指示に従い療養

療養期間中は、登校できません。

<登校停止期間について>

➡ 治癒し、「保健所や医療機関等から指示された療養期間が終了するまで」

※無症状者の場合、保健所等からの指示に従い、抗原キット検査を使用して療養期間を短縮する者は保健室へ報告要！

報告方法：別紙 1：【陽性者（無症状者）用】「抗原定性検査キットによる自己検査結果報告について」を参照

別紙 1 のとおり、保健室チャット（Teams）にて大学保健室へ写真を送付してください。

(3) 療養期間終了の報告

体調も回復され、保健所や医療機関から指示された療養期間が予定通り終了した場合は、

保健室のチャット（Teams）へ「療養期間は、予定通り〇月〇日までで終了しました」と送ってください。

(4) 登校停止期間終了後、「療養証明書」等を大学保健室へ提出

以下の①又は②のどちらかを提出してください。

①「療養証明書（※）」等が取得できる場合

お住いの自治体ホームページを確認。指示に従って申請し取得してください。

・※ 『療養証明書』としていますが、自治体によって申請可能な証明書の名称が異なる場合があります。

・陽性判明日・療養期間等が記載されている書類を提出してください。

・自治体により発行までに時間を要する場合があります。

お手元に届き次第で結構ですので、届き次第速やかに提出してください（長期休暇等で来学予定が無い場合は、大学保健室宛てに郵送してください。その際は、証明書の余白部分に学籍番号を記入してください）。

②「療養証明書」等が取得できない場合

「My HER-SYS の証明(陽性判明日記載)」または、「医療機関で実施された PCR 検査結果等が分かる書類（検査日が分かるもの）」をコピーして提出してください。

3) . 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」等に該当した場合

(可能性が高い場合も含む)

A : 「濃厚接触者」に該当する場合

- 陽性患者の同居家族や同居者

B : 「濃厚接触者」に該当する可能性が高い場合

- 感染者と接触〔※感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触〕があった者のうち、感染対策を行わずに長時間・近距離での接触があった者（ドライブ、会食等）

(1) 大学への報告

- 報告窓口：『大学保健室』
- 報告方法：**Forms**の『**濃厚接触者 報告用**』**新型コロナウイルス感染症に関する報告**』を入力
※報告内容を確認後、必要に応じて、電話やチャット（Teams）で詳細確認のため連絡する場合があります。

(2) 登校停止期間について

＜保健所から「自宅待機期間」の指示があれば、保健室に報告してください。＞

- ・ 保健所から電話やメール等で自宅待機期間の指示がない場合は、お住いの保健所ホームページを確認してください。お住いの自治体でどのように指示が出されているか確認し、その内容に従ってください。内容は必ず保健室チャット（Teams）等で知らせてください。
- ・ 保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとってください。
 - ※ 不要不急の外出は自粛し、自身で検温などの健康観察をお願いします。
 - ※ 症状のある方は、濃厚接触者（または濃厚接触者の可能性）であることを告げた上で、かかりつけ医へ相談し、受診してください。
 - ※ 無症状の方は、自宅待機をおねがいします。

保健所から 指示がない場合は、大学保健室に相談してください。

➡ その場合、P8. ＜待機期間や活動制限の目安＞ に準じます。

参考：兵庫県ホームページより「濃厚接触者の待機期間の考え方」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/documents/220725taikikikan_1.pdf

(3) 自宅待機期間終了の報告

体調に変化がなく、待機期間が予定通り終了した場合は、保健室のチャット（Teams）に「自宅待機期間は、予定通り〇月〇日までで終了しました」と送ってください。

＜待機期間や活動制限の目安＞ ※政府の方針によって、今後変更する可能性があります。

以下の目安は、「体調に変化がない（無症状）」場合に限りです。

★感染者と接触のあった最終日、

または、家庭内で感染対策（＊１）を講じた日 の翌日から５日間の登校停止（＝６日目に解除）

（＊１．日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策）

ただし、

★２日目、及び３日目に薬事承認された抗原検査キット（＊２）にて、両日「陰性」結果（＊３）の場合は、検査後の３日目より制限解除

（＊２．参考：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医療製品（検査キット）の承認情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

（＊３．抗原キット検査結果の報告方法：別紙２：【濃厚接触者用】「抗原定性検査キットによる自己検査結果報告について」

別紙２のとおり、Teamsにて大学保健室へ写真を送付してください。



３日目で制限解除となった場合も、７日目までは健康観察期間として下記に注意して行動してください。

- ・感染対策を十分講じた上で講義への参加は可とするが、マスクをはずす可能性や接触の多い実技、近距離話す長時間のグループワーク、飛沫の飛散が予測される歌唱等の授業への参加は控える。
- ・７日目までは実習への参加は控える。
- ・ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動を控える

ハイリスク者とは、「高齢者や基礎疾患を有する者、感染した場合に重症化リスクの高い方」

ハイリスク施設とは、「ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関」

※A・Bいずれの場合であっても、最終接触日翌日から７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認し、感染の可能性の自覚をもって行動すること（感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、感染対策の徹底を行うこと）。

4) . 主な相談窓口

学外相談窓口

神戸市 HP より : [神戸市 : 新型コロナ健康相談窓口 \(kobe.lg.jp\)](http://kobe.lg.jp)

兵庫県 HP より : [兵庫県 / 発熱等の症状がある方へ \(医療機関受診方法の案内\) \(hyogo.lg.jp\)](http://hyogo.lg.jp)

厚生労働省 HP より : [新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先](#)
(各都道府県)

学内連絡先

内容	担当部署	連絡先
1) .新型コロナウイルス感染症を疑われる症状がある場合 2) .新型コロナウイルス感染症と診断された場合 3) .「濃厚接触者」と判断された場合 ● 療養後の証明書等についての質問 ● 体調面についての相談	<保健室> 平日 受 付 時 間 : 9:00 ~ 17:00 ※保健室に連絡がつかない場合は、 <学生担当> 平日 受 付 時 間 : 9:00 ~ 17:00	保健室 TEL : 078-591-3790 hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp 学生担当 TEL : 078-591-3296 gakusei@kobe-shinwa.ac.jp
● 「特別欠席届」について (※なお、「ワクチン接種に係る特別欠席届」の発行は 2022 年度から行いません。自身で担当教員にワクチン接種証明書 (アプリを含む) を直接提示してください。接種日を含めて 4 日間が対象期間となります。)	発行窓口 : 保健室 提出先 : 教務担当	保健室 TEL : 078-591-3790 hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp 教務担当 TEL : 078-591-3606 swans_kyoumu@kobe-shinwa.ac.jp

個人情報の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、保護の観点から取り扱う者は最低限にとどめ、個人情報の保護に努めます。

5) . 『特別欠席届』について

上記の1)～3)に該当し、登校停止の措置が講じた場合は、『特別欠席届』を発行します。

※1)～3)に該当しない内容は、特別欠席届の対象となりません。

<発行対象について>

新型コロナウイルス感染症に関連した1)～3)の報告を、本マニュアルに従い**大学保健室に報告した学生**

<発行対象期間について>

●発行対象開始日

：大学保健室が**報告をうけた日**（その日の授業が終了している場合は翌日）から。

●発行対象終了日

：本人からの報告内容から、大学保健室が**対象期間終了日と認めた日**（療養期間や待機期間終了日等）まで。

（原則、事後報告は認めません）

※ 報告した日に療養期間や待機期間終了日が確定していない場合は、確定次第速やかに報告してください。

報告がない場合は、特別欠席届は発行できませんのでご注意ください。

また、体調の変化により療養期間の延長が必要となった場合等も、その経過を保健室へ随時報告してください。

<用紙の発行>

療養期間や待機期間が終了し、登校可となったタイミングで、「特別欠席届」用紙を**保健室まで**取りに来てください。

※特別欠席届の発行（用紙の受け渡し）は、療養期間や待機期間終了後になるため、

療養期間・自宅待機期間中に欠席する授業については、Teams等でその都度各担当教員へ連絡して下さい。

以上

【陽性者（無症状者） 用】

抗原定性検査キットによる自己検査結果報告について

新型コロナウイルス感染症における陽性者(無症状者)は、検体採取日(0日目)から5日目に抗原キット(※1)で陰性が確認できた場合、6日目から療養期間が解除可能となります。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、マスクを外す可能性や接触の多い実技、飛沫の散布が予測される歌唱等の授業、実習への参加は控えるようお願いします。

※1を用いた検査結果は、下記の報告方法に沿って保健室へ必ずお知らせください。

抗原定性キットを用いた検査について

- ・抗原定性キットは必ず**薬事承認されたキット**を使用して下さい。
- ・実施は、取得した抗原検査キットに添付されている文書をよく読んで正しく行って下さい。

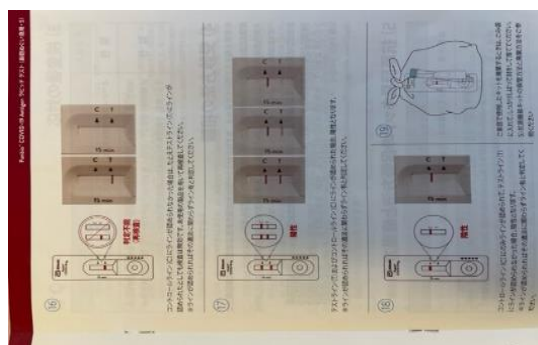
※1：薬事承認された抗原定性検査キットについて

下記の URL は新型コロナウイルス感染症医薬品(検査キット)の承認情報です。厚生労働省が承認した検査キット情報が掲載しているので参考にして下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

< 結果の報告方法 >

- 報告内容：**判定例**（「陰性」とわかる添付文書の写真等）+ 検査結果
検査結果を下記の報告例の通り、**Teams**で**保健室へ写真を送付してください。**

報告例)



判定例



検査結果

【濃厚接触者 用】

抗原定性検査キットによる自己検査結果報告について

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の自宅待機期間は、感染者と最終接触した日の翌日から 5 日間（6 日目解除）ですが、2 日目及び 3 日目に自己にて抗原定性検査キット※1 を用いた検査で、両日「陰性」を確認した場合、3 日目から解除が可能となります。「陰性」の結果は、下記の報告方法に沿って、保健室へ必ずお知らせください。

抗原定性キットを用いた検査について

- ・抗原定性キットは必ず薬事承認されたキットを使用して下さい。
- ・実施は、取得した抗原検査キットに添付されている文書をよく読んで正しく行って下さい。

※1：薬事承認された抗原定性検査キットについて

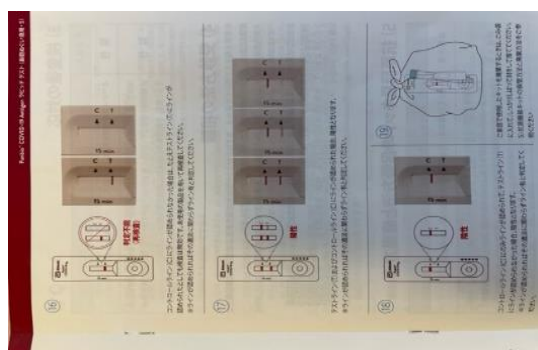
下記の URL は新型コロナウイルス感染症医薬品(検査キット)の承認情報です。厚生労働省が認証した検査キット情報が掲載しているので参考にして下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

〈結果の報告方法〉

2 日目と 3 日目に行った検査結果を下記の報告例の通り、**Teams** で保健室へ写真を送付してください。

- 「2 日目」の報告内容 → **判定例**（「陰性」とわかる添付文書の写真等）+ **2 日目**の検査結果
- 「3 日目」の報告内容 → **判定例**（「陰性」とわかる添付文書の写真等）+ **2 日目・3 日目（両日）**の検査結果

2 日目
報告例

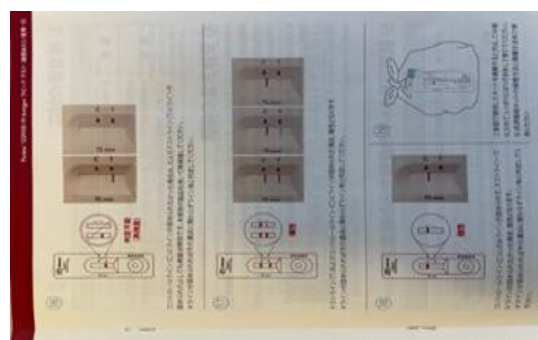


判定例



2 日目の検査結果

3 日目
報告例



判定例



2 日目・3 日目（両日）の検査結果